

神戸市環境保全審議会規則

〔平成9年7月30日〕
〔規則第28号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月条例第52号）第53条第4項の規定に基づき、神戸市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、40人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に規定する委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に神戸市環境保全審議会規則（昭和47年8月^市規則
教育委員会

第2号）の規定に基づき市長により委員に委嘱され、又は任命されている者は、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命された者とみなす。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年3月27日とする。

(平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期に関する特例)

4 平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月11日神戸市規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市環境保全審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	氏 名	役 職	備 考
学識経験者 8名	丑丸 敦史	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授	WEB
	大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科 教授	欠席
	小島 理沙	京都経済短期大学経営情報学科 教授	WEB
	島田 幸司	立命館大学経済学部 教授	WEB
	島田 洋子	京都大学大学院工学研究科 准教授	
	新澤 秀則	兵庫県立大学 名誉教授	
	藤原 健史	岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授	
	渡辺 信久	大阪工業大学工学部 教授	
神戸市会 5名	上 畠 寛 弘	神戸市会議員 (自由民主党)	
	高 橋 としえ	神戸市会議員 (日本維新の会)	
	萩 原 泰 三	神戸市会議員 (公明党)	
	森 田 たき子	神戸市会議員 (日本共産党)	
	木 戸 さだかず	神戸市会議員 (こうべ未来)	
市民等代表 4名	宇 高 康 弘	連合神戸地域協議会 事務局長	
	堂 内 克 孝	神戸市自治会連絡協議会 会長	
	高 尾 ひろ子	神戸市婦人団体協議会 理事	欠席
	大 前 晃 代	神戸市ネットモニター	
事業者代表 3名	楠 山 泰 司	神戸商工会議所 専務理事	<代理出席 (WEB)> 産業部長 平井 克幸
	益 尾 大 祐	生活協同組合コープこうべ 執行役員	
	西 山 友 世	兵庫県環境保全管理者協会 企画委員会副委員長	
関係団体 2名	近 藤 巧	兵庫県環境部次長	
	福 嶋 慶 三	環境省近畿地方環境事務所 環境対策課長	

合計 22 名

WEB会議に係る注意事項

1. Zoom の参加者名

氏名(苗字+名前)としてください。

2. 会議中のビデオ及びマイク

ビデオはオン、マイクはミュート(オフ)としてください。

3. 会議における発言方法

(1) マイクはミュートの状態で、Zoomの「手を挙げる」ボタンを押してください。

(2) 司会からの指名後に、ミュートを解除して発言してください。

(3) 発言後にマイクをミュートにしてください。

(4) 手を降ろすボタンを押してください。

4. 会議中の事務局への連絡手段について

会議中の不具合など、事務局に連絡する際にはチャットをご利用ください。

Zoom画面の説明(共通事項)



挙手アイコン

マイクは基本 OFF(ミュート)とし、発言時のみ ON としてください。(座長のみ常時 ON))
ビデオは常に ON にしてください。

チャットはこちらから。

「リアクション」のアイコンを押すと出てくる「手を挙げる」をクリックすると、画面左上に挙手アイコンが出ます。(写真)
座長・司会に指名され、発言が終われば「手を降ろす」をクリックして挙手アイコンを消してください。

※上記画像はパソコン画面です。

タブレット端末を利用される場合は、画面が異なりますのでご注意ください。

第 56 回神戸市環境保全審議会
令和 6 年 7 月 22 日
参 考 資 料 4

令和 6 年度 神戸市環境局記者提供資料（抜粋）

表題	ページ
「電池類回収ボックス」を新設します！（5月28日）	2
ネイチャーツアー「海岸編」を開催します～明石市との連携協定関連イベント～ （5月30日）	4
自然環境保全活動を行う団体への支援制度を拡充します～アカミミガメ防除活動への表彰制度の創設～（5月31日）	7
神戸市×株式会社ノーリツ×神戸市立工業高等専門学校 水素エネルギーの社会実装に向けた事業連携協定の締結（6月25日）	10

令和 6 年 6 月 神戸市会福祉環境委員会資料（抜粋）

表題	ページ
【報告】芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について	12

記者資料提供（2024年5月28日）

神戸市環境局資源循環課 井関・西田

TEL：078-595-6078（内線955-3523） E-mail:3r@office.city.kobe.lg.jp

「電池類回収ボックス」を新設します！

リチウムイオン電池等（リチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池のこと。以下同じ。）は、ごみ収集車やごみ処理施設で圧縮・破砕されるなど、強い力がかかることで発熱・発火する可能性があります。

市では、リチウムイオン電池等の回収について、これまで一般社団法人JBRCが電気店等に設置している「小型充電式電池リサイクルボックス」等での回収を呼び掛けてきましたが、市民の利便性向上のため、電池の種類に関係なく排出いただける「電池類回収ボックス」を新設いたしますので、お知らせします。

1. 回収対象

乾電池、ボタン電池、コイン電池、モバイルバッテリー

リチウムイオン電池等（リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池）

※膨張・破損した電池類は回収対象外です（各区の環境局事業所へご相談ください）

※車などのバッテリー（鉛蓄電池、アルカリ蓄電池）は回収対象外です

2. 設置場所

小型家電リサイクルボックスを設置している公共施設（22か所）

東灘区役所	灘区役所	王子スポーツセンター
灘区民ホール	中央区役所	コミスタこうべ
兵庫区役所	兵庫図書館	北区役所
北神区役所	リサイクル工房ほくしん	神戸市シルバーカレッジ
ひよどり台交流プラザ	長田区役所	新長田図書館
ふたば学舎	丸山コミュニティ・センター	須磨区役所
垂水区役所	西区役所	西区玉津支所
春日台地域福祉センター		

3. 排出方法

絶縁処理テープを電極に貼り、投入してください

（絶縁処理テープは電池類回収ボックス横に設置）

4. 設置完了日（予定）

2024年5月31日（金曜）

5. その他

「電池類回収ボックス」に加え、これまでの方法により排出いただくこともできます



(参考) 電池類の排出方法

① 電池類回収ボックス

電池の種類	排出方法	設置場所	回収主体
乾電池	電池類回収ボックス	小型家電リサイクルボックスを設置している公共施設 (区役所等)	神戸市
ボタン電池 (SR、PR、LR)			
コイン電池 (CR、BR)			
充電式電池 (リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池)、モバイルバッテリー ★			

★膨張・破損した電池類は、回収対象外 (各区の環境局事業所へご相談ください)

② これまでの排出方法も継続

電池の種類	排出方法	設置場所	回収主体
乾電池	燃えないごみ	クリーンステーション	神戸市
ボタン電池 (SR、PR、LR)	ボタン電池回収缶	家電量販店、スーパー、ホームセンターなど	一般社団法人電池工業会
コイン電池 (CR、BR)	燃えないごみ	クリーンステーション	神戸市
充電式電池 (リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池)、モバイルバッテリー ※いずれも一般社団法人 JBRC 会員企業製品のみ対象 ★	小型充電式電池リサイクルボックス	家電量販店等	一般社団法人 JBRC

★膨張・破損した電池類は、回収対象外 (各区の環境局事業所へご相談ください)

(参考)

リチウムイオン電池類が内蔵された家電等の排出については、小型家電リサイクルボックス等をご利用ください。

⇒<https://www.city.kobe.lg.jp/a25748/kurashi/recycle/gomi/genryo/kogatakaden.html>

記者提供資料（2024年5月30日）

環境局自然環境課 岡田、岸本

TEL：078-595-6216 FAX：078-595-6254

E-mail: biodiversity@office.city.kobe.lg.jp

KOBE
CITY of DESIGN

×

明石市
AKASHI CITY

ネイチャーツアー「海岸編」参加者募集のご案内 ～明石市との連携協定関連イベント～

神戸市と明石市は、2023年9月に「神戸市と明石市の生物多様性を守り育てるための連携・協力に関する協定」を締結しています。

この協定に基づくイベントとして明石市がネイチャーツアーを開催し、神戸市からも参加者を募ります。

今回は「海岸編」として望海浜で海浜植物などを観察しますので、ぜひご参加ください。

1. 開催概要

- (1) 名称：ネイチャーツアー「海岸編」
- (2) 主催：エコウイングあかし
(正式名：明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会)
事務局・申し込み先 明石市環境創造課
- (3) 日時：6月29日（土曜）10時～12時30分（受付開始9時40分～）
少雨決行・荒天中止
- (4) 集合場所：衣川コミュニティ・センター（明石市田町2丁目1-18）
- (5) 参加費：無料
- (6) 定員：先着50名（小学生以下は保護者同伴）
どなたでも参加できます。

2. イベント内容

- 1部：講義 望海浜の海浜植物について（衣川コミュニティ・センター講義室）
講師は兵庫県植物誌研究会の竹上秀巳氏
- 2部：観察会 望海浜の海浜植物の観察（望海浜）

3. お申し込み方法

下記のウェブサイトまたは電話・FAX（代表者の氏名、電話番号、年齢、参加者全員の氏名、年齢を記入）で明石市環境創造課までお申し込みください。

受付期間：6月1日（土曜）～6月26日（水曜）まで

- ・ウェブサイトからの申し込み
明石市イベント申込サイトよりアクセス



<https://logoform.jp/form/eHmi/571128>

4. 今後のネイチャーツアーの開催予定（時期は調整中）

- 里山編（大久保北部）
- 昆虫編（明石公園）

5. その他

募集や応募方法等の詳細については、6月1日以降に明石市ホームページから確認できます。

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/kankyou_souzou_ka/neichatsua_kaiganhen.html



参加費無料!! 小雨決行・荒天中止 エコウイングあかし主催

ネイチャーツアー 「海岸編」

兵庫県植物誌研究会の竹上秀巳さんをお迎えして、ネイチャーツアーを開催！
どなたでも参加できます

日時 2024年6月29日(土) 10:00 - 12:30 (受付開始9:40から)

場所 衣川コミュニティ・センター講義室(明石市田町2丁目1-18) 集合
⇒望海浜植物観察(解散)

定員 先着 50人(小学生以下は保護者同伴)

締切 6月26日(水)まで

申込 ①明石市ホームページの申込フォーム
②電話かFAXでの申込の場合は、代表者の氏名、年齢、
電話番号と参加者全員の氏名、年齢



詳しくはこちら

TEL 078-918-5786 FAX 078-918-5192

※電話での申込 9:00 - 17:30 (平日のみ)

明石市役所 環境創造課 まで

※現地に駐車場はありません
公共交通機関でお越しください



KOBE
CITY of DESIGN

×

明石市
AKASHI CITY

「神戸市と明石市の生物多様性を守り育てるための
連携・協力に関する協定」に基づく事業です。

記者提供資料（2024年5月31日）

環境局自然環境課 岡田、東

TEL：078-595-6216 FAX：078-595-6254

E-mail：biodiversity@office.city.kobe.lg.jp

環境保全課 中西、中崎

TEL：078-595-6215 FAX：078-595-6256

E-mail：suisitu_monitoring@office.city.kobe.lg.jp

自然環境保全活動を行う団体への支援制度を拡充します ～アカミミガメ防除活動への表彰制度の創設～

神戸市では、自然環境保全活動に対する市民理解を深め、保全活動への市民参加を促進するため、市内で自然環境保全活動を行う団体の活動に関する経費について補助する「神戸市自然環境保全活動支援事業」を実施します。

この事業が対象としているのは次の3つの活動です。

- ① 生物多様性保全活動
- ② アカミミガメ防除活動
- ③ 水辺清掃活動

また、アカミミガメ防除活動を行う団体のうち、捕獲数が多い上位3団体について、表彰及び副賞最大10万円を交付する制度を創設します。

支援制度の詳細については要綱・募集要領をご参照ください。

1. 生物多様性保全活動

(1) 対象活動

- ① 生態系に悪影響を及ぼす動植物を防除する活動
- ② 「神戸版レッドデータ2020」に記載の希少種のうち、Cランク以上の野生動植物等の保全・保護活動
- ③ 活動地域における在来の生態系の保全に関する活動
- ④ 生物多様性の普及啓発に関する活動

(2) 補助金額

1活動につき100,000円を限度とする。

(3) 募集团体数

先着10団体程度（予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。）

(4) 活動の対象期間

2024年4月1日（月曜）～2025年2月28日（金曜）

2. アカミミガメ防除活動

(1) 対象活動

以下の要件を全て満たす、アカミミガメ防除のための活動とします。

- ① 5名以上の団体の活動であること
- ② 神戸市内の河川、ため池等で行われる防除活動であること（河川の指定はありません。）
- ③ 3名以上の会員が参加するアカミミガメの防除に関する講習会を、原則としてアカミミガメを捕獲する場所で開催すること

(2) 補助金額（基準を見直します）

（改正前）捕獲数	（改正後）捕獲数	補助額
0～5 匹	0～9 匹	10,000 円
6～15 匹	10～24 匹	20,000 円
16～25 匹	25～49 匹	30,000 円
26～35 匹	50～74 匹	40,000 円
36 匹以上	75 匹以上	50,000 円

※神戸市が引き取りを行った個体数をもって捕獲数とします。

(3) 募集团体数

先着 20 団体程度（予算の上限に達し次第、募集を締め切ります。）

(4) 活動の対象期間

交付決定日 ～ 2024 年 12 月 26 日（木曜）

(5) 表彰制度の創設

補助団体のうち、捕獲数が多い上位 3 団体について表彰し、捕獲数に応じて下表に掲げる金額を副賞として交付します。

捕獲数	副賞	捕獲数	副賞
100 匹～199 匹	+10,000 円	600 匹～699 匹	+60,000 円
200 匹～299 匹	+20,000 円	700 匹～799 匹	+70,000 円
300 匹～399 匹	+30,000 円	800 匹～899 匹	+80,000 円
400 匹～499 匹	+40,000 円	900 匹～999 匹	+90,000 円
500 匹～599 匹	+50,000 円	1,000 匹以上	+100,000 円

※上位 3 団体であっても捕獲数が 100 匹未満の場合、副賞はありません。

3. 水辺清掃活動

(1) 対象活動

河川、海岸及びその周辺水域の清掃活動

(2) 補助金額

1 活動につき 30,000 円を限度とする。

(3) 募集团体数

先着 5 団体

(4) 活動の対象期間

2024 年 4 月 1 日（月曜） ～ 2025 年 1 月 31 日（金曜）

4. 要綱、募集要領、申請書について

神戸市環境局のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/hojokin.html>

支援制度の詳細・申請方法については、要綱・募集要領をご参照ください。

(参考1) アカミミガメとは

アカミミガメは北米原産の淡水ガメで、全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えると考えられます。令和5年6月には外来生物法に基づき、条件付特定外来生物に指定され、ペットとしての飼育は可能ですが、野外への放流などは法律により禁止されています。



記者資料提供（2024年6月25日）

神戸市環境局脱炭素推進課 青位・水野

神戸市立工業高等専門学校事務室総務課 東野・田口

TEL：078-595-6221 e-mail：energy@office.city.kobe.lg.jp

神戸市×株式会社ノーリツ×神戸市立工業高等専門学校 水素エネルギーの社会実装に向けた事業連携協定の締結

神戸市（市長：久元 喜造）、株式会社ノーリツ（本社：神戸市、代表取締役社長：腹巻 知）、神戸市公立大学法人（理事長：武田 廣）は、水素エネルギーの社会実装によるカーボンニュートラル実現に向けて、産官学の3者による事業連携協定（以下、「本協定」）を2024年6月25日に締結しました。

本協定では、ノーリツが保有する水素燃焼の技術を活用し、水素の早期社会実装に向けた取り組みや水素分野の人材育成を図ることを目的としています。今後、本協定に基づき、3者の相互連携によって具体的な施策を展開します。

本協定に基づく実証実験や人材育成については、神戸市公立大学法人が設置する神戸市立工業高等専門学校（校長：林 泰三）において実施します。



1. 本協定における連携事項

1. 水素を活用した製品の早期社会実装に向けた実証実験に関すること
2. 神戸市立工業高等専門学校の学生を対象とした水素分野の人材育成に関すること
3. その他、水素エネルギー等の普及・啓発に関すること

2. 各代表者からのコメント

【神戸市 市長 久元 喜造】

本市では、「水素スマートシティ神戸構想」を掲げ、水素に関する先進的な技術開発実証を支援するなど、水素エネルギーの普及拡大に積極的に取り組んでまいりました。本協定の締結により、これまで以上に市民生活に身近な分野における水素の社会実装が進むことを期待しています。

また、水素分野における若手技術者の育成とともに、水素関連の技術開発に挑戦する市内企業への関心を高め、学生と企業の新たな交流が生まれる事を期待しています。

【株式会社ノーリツ 代表取締役社長 腹巻 知】

当社は、給湯器やガスコンロといった生活に密着する「なくてはならない製品」を通じて、豊かな暮らしの実現に貢献してまいりました。2050年に目指すカーボンニュートラル社会においても“お湯のある豊かな生活”をお届けしていくために、CO₂排出ゼロの水素100%燃焼給湯器を開発し、2023年12月に発表しました。

本協定の締結により技術開発を加速させ、水素エネルギーが本格的に利活用される未来を見据えて家庭用での実用化を目指します。また、次世代を担う若手技術者の人材育成を通じて、更なるイノベーションを生み出し水素社会の実現に貢献してまいります。

【神戸市立工業高等専門学校 校長 林 泰三】

本校では、時代に対応したハイレベルで実践的な技術者育成のため、情報教育や危機管理に関する教育に加え、グリーン（環境、エネルギー、脱炭素等）に関する教育を今後強化してまいります。

本協定に基づく人材育成の取り組みを通じて、学生達がカーボンニュートラル実現に向けて学びを深め、得られた知見・経験を将来の技術開発・研究開発の現場で活用してくれることを期待しています。

3. 協定書

別紙のとおり

4. 参考：ノーリツが開発する水素100%燃焼給湯器について

①安全に安定した“お湯”を提供

水素を扱う上で課題とされる異常燃焼を防止する異常燃焼防止構造を採用するとともに、万一の異常発生時も安全に停止します。

②従来ガス給湯器と同等の使い勝手／快適性を維持

従来ガス給湯器と同様の最大能力（24号）、最小能力（2.4号）を実現し、最大流量から最小流量まで、安定したお湯を提供します。

③従来ガスから水素への切り替えにも対応

2030年までの低炭素化フェーズ、2050年に向けた脱炭素フェーズとエネルギーが多様化する中でも、ガス流量調整部品の交換とソフトウェアの切り替えによって、従来ガスから水素100%へ容易に切り替えが可能です。

④国内での実用化を見据えた排気方式を採用

国内で主流の屋外標準設置型（前方排気式）を採用。また、水素インフラの拡充が進む欧州・豪州市場での展開も想定し、屋内標準設置型（上方排気式）の開発も推進します。



第2 芦屋市との一般廃棄物処理施設の広域連携について

1. 国・県の動き

(1) ごみ処理の連携・協力の推進

環境省（以下「国」という。）は、令和6（2024）年3月29日付け「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」において、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要としている。

また、令和2（2020）年6月付け「広域化・集約化に係る手引き」では、ごみ処理施設の施設整備費にもスケールメリットが働くことが予想されるため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を1施設整備する方が、施設整備費の総額はより安価になると見込んでいる。

(2) 兵庫県内の連携・協力の現状

兵庫県においても、令和6（2024）年1月に、「兵庫県資源循環推進計画」が定められ、環境負荷の軽減や効率的な資源循環、強靱な一般廃棄物処理システムの確保などについて連携・協力を推進することが必要と述べられている。

2. 経緯

- ・令和5（2023）年9月に芦屋市から本市に対し、環境施策の連携について協議の申し入れがあり、「一般廃棄物処理施設の連携（広域連携）」を優先事項として協議を進めてきた。
- ・その中で、広域連携を行うことが、脱炭素・環境負荷の低減に繋がることを確認。
- ・芦屋市からは、パッカー車から大型車に積み替えるための中継施設を芦屋市内に整備することや、運搬先等について本市の計画に従うことについて意思が示された。
- ・本市としても、広域連携に意義が認められることから、これまでの検討状況について、処理施設周辺住民に説明し理解を求めるとともに、経費負担の考え方や災害発生時の対応、連携の手法等について、引き続き、協議することとした。
- ・以上の経緯等について、令和6（2024）年2月の福祉環境委員会で報告・説明。

3. 協議等の状況

- ・福祉環境委員会への報告後、芦屋市との広域連携について、処理施設周辺住民や企業、学校園に説明するなかで、市全体のごみ処理計画に合わせて3クリーンセンター全体で対応するとしながらも、実質的には、最も処理能力の高い港島クリーンセンターを主たる受け入れ先と考えていることを説明し概ね理解を得ており、引き続き丁寧な地元対応を実施する。
- ・現在、環境面における具体的効果の精査に加えて、経費負担の考え方を含む、財政効果について議論を行っている。

4. ごみ広域処理についての基本的な考え方

ごみ処理の広域連携によって効率的なエネルギー回収を行うことで、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するとともに、売電収入により、本市に財政効果をもたらす。

(1) 脱炭素・環境負荷低減

発電効率の高い神戸市の焼却炉においてごみを焼却することで、芦屋市が単独で焼却施設を建設して発電する場合と比較して約2倍の電力量（一般家庭の約3,200世帯分の年間消費電力量）の外部供給が可能となる。

この外部供給電力は、CO₂フリー電力とみなされ、温室効果ガスの排出抑制になる。

(2) 財政効果

ごみ焼却に伴う売電収入

5. 芦屋市からのごみ処理委託費の考え方

(1) ごみ処理単価

他都市の事例を参考に、以下を考慮してごみ処理単価を算出

- ① 人件費
- ② 物件費（保守点検費、薬品費、残さ運搬・処分費等）
- ③ 施設整備・維持補修費

(2) 委託料の算定

委託料は、上記の処理単価をもとに、本市で処理する全可燃ごみ量に対する芦屋市の処理量割合に応じ算定する。

6. 今後の進め方

今後、経費負担の考え方など、引き続き協議を行い、両市でパブリックコメント案を策定し手続きを進める。

なお、両市の協議検討過程は兵庫県に逐次情報を提供しており、引き続き三者で調整しながら進めていく。

広域処理開始までのスケジュール案

令和6（2024）年10月	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和7（2025）年2月～	2市間協議書に関する議案の審議 2市間協議書締結
令和7（2025）年度～	芦屋市広域連携に必要な施設等の整備
令和12（2030）年度以降	広域処理開始

神戸市地球温暖化防止実行計画（改定）の概要 ～KOBЕ ゼロカーボン・チャレンジプラン～

1. 本計画の位置づけ

「神戸市地球温暖化防止実行計画」は地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき、市民、事業者、行政が実施する温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画であり、「神戸市環境マスタープラン（環境基本計画）」の下位計画に位置付けられているものである。

2. 改定の背景

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、2020 年 12 月に「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」ことを宣言し、2050 年の最終目標であるカーボンニュートラルに向け、法律で策定が義務付けられている「神戸市地球温暖化防止実行計画」を改定し、国の計画を踏まえ 2030 年までの取り組むべき施策を取りまとめた実行計画を策定するものである。

3. 改定のポイント

(1) 2050 年カーボンニュートラルを目指した目標を設定

- ・2050 年カーボンニュートラルの実現を目指していくためには、技術革新やライフスタイルの転換が不可欠であり、これまで以上に先進的で創造的な技術革新を生み出していくため、実現したい未来をイメージした上で、現在に逆算してその実現のために必要な取り組みを考える手法である「バックキャスト」の考え方を取り入れた。

(2) 次世代エネルギーとして様々なポテンシャルが期待される「水素」の取り組みを推進

- ・使用しても二酸化炭素を排出しないエネルギーとして、燃料電池や水素発電、産業プロセスでの利用・技術開発等、様々なポテンシャルが期待される「水素」が普遍的に利用される社会の実現に向けた取り組みとして、世界初の実証事業等を強力に推進していく。

(3) 地域で作る地域で使う再生可能エネルギーの拡大

- ・自然環境への影響を伴わない形で、地域で積極的に消費できる仕組みを構築し、再生可能エネルギーの地産地消を拡大していく。例えば、初期投資ゼロで太陽光パネルを設置できる PPA（Power Purchase Agreement：電力販売契約）等の手法も取り入れながら、脱炭素に積極的に取り組む事業者等とも連携して、脱炭素のエリアを広げていく。

(4) 脱炭素型ライフスタイルへの気づきと選択肢の提示

- ・商品やサービスの温室効果ガス排出量を可視化する「カーボンフットプリント」を活用し、1 人ひとりの取り組みがどれくらいの排出量削減に繋がるか提示する。併せて、地域資源を活用した取り組みについては「KOBЕ ゼロカーボン支援補助金」で支援する。

4. 計画内容

(1) 市域全体の計画（市域事業）

①位置づけ

地球温暖化対策推進法に基づき、市民・事業者・行政が実施する取り組みをまとめたもの。

②目標

2030 年度温室効果ガス排出量の削減目標：約 60%削減（2013 年度比）

- ・国は約 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けるとしている。

2030 年度再生可能エネルギーの導入目標：約 2 倍の 500MW（2019 年度比）

- ・国はエネルギー基本計画において、太陽光発電の電源構成割合を約 14～16%（2019 年度の実績は

約7%)まで引き上げるとしており、本市においても2019年の導入量の約2倍を目標とした。

③取り組み

2030年の目標達成に向けては、国の計画で示す取り組みを基本とした上で、本市の特色を踏まえた重点施策として、脱炭素型ライフスタイルへの転換、水素エネルギーの利用促進、電動車の普及促進、再生可能エネルギーの拡大、産業の脱炭素化の促進、二酸化炭素の吸収・固定を推進する。

(2) 神戸市役所の計画(事務事業)

①位置づけ

地球温暖化対策推進法に基づき、市内の事業者(主に業務、運輸、廃棄物部門)の一員として、行政が実施する取り組みをまとめたもので、市域全体の計画(市域事業)の一部に該当(2019年度の温室効果ガス排出量は市域全体の約5%)。

②目標

2030年度温室効果ガス排出量(エネルギー起源)の削減目標 : 約50%削減(2013年度比)

2030年度温室効果ガス排出量(非エネルギー起源)の削減目標 : 約20%削減(2013年度比)

・石炭や石油等の化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを利用・消費することによって生じるエネルギー起源の温室効果ガスと、市民生活等から排出される廃棄物や下水の処理等から生じる非エネルギー起源の温室効果ガスを区分して、それぞれ削減目標設定を行った。

③取り組み

庁舎をはじめとする公共施設での省エネルギーの積極的な取り組みや二酸化炭素排出の少ない電力の調達、再生可能エネルギーの導入を行うと共に、公用車等の燃料の電化を行うことでカーボンニュートラルの実現を目指す。

(3) 気候変動の影響に対する計画(適応策)

①位置づけ

気候変動適応法に基づき、神戸市域における気候変動に適応する取り組みをまとめたもの。

②取り組み

気候変動に対応する農業技術の導入、水環境・水資源の保全、自然生態系の保全、災害への対策、熱中症や感染症等への対策、ヒートアイランド対策など、国や県の取り組みを踏まえて強力で推進する。

5. 推進に向けて

- ・毎年度、市域全体・神戸市役所における温室効果ガス排出量及び、市域全体における再生可能エネルギー導入量を算定し、これらをもとに取り組みの進捗管理を行っていく。進捗管理においては、市民参加を促す場づくりも行いながら、庁内の関連部局が一体となって、省エネルギーのさらなる徹底や、再生可能エネルギーの最大限の導入、新たな技術革新の推進等、あらゆる分野で、でき得る限りの取り組みを進めていく。
- ・2030年までは、更なる省エネの推進や、太陽光発電等の再エネの推進、電動車へのエネルギー転換等、今実績のあるものを中心に組みながら、2030年以降は、新たな知見やイノベーションを活用していくため、積極的に専門家の知見や最先端の技術等を施策に反映させ、常に先進的な施策を展開していく。

(参考1) 2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップ



【参考2】1人1年あたりのカーボンフットプリント最大削減効果

下図は、私達が取り入れることが望ましい脱炭素型ライフスタイルの選択肢と、これを採用した場合の温室効果ガスの削減効果である。脱炭素型ライフスタイルの選択肢をたとえ部分的であっても日々の暮らしに取り入れることで、カーボンフットプリントを減らすことができる。個人でできることは現時点では限りがあっても、少しずつでも脱炭素型の製品やサービスの需要が増えることで、企業の取り組みも進み、社会全体の脱炭素化につなげることができる。



【出典】

○Ryu Koide, Satoshi Kojima, Keisuke Nansai, Michael Lettenmeier, Kenji Asakawa, Chen Liu, Shinsuke Murakami (2021) Exploring Carbon Footprint Reduction Pathways through Urban Lifestyle Changes: A Practical Approach Applied to Japanese Cities. Environmental Research Letters. 16 084001

○小出 瑠・小嶋 公史・南齋 規介・Michael Lettenmeier・浅川 賢司・劉 晨・村上 進亮 (2021) 「国内 52 都市における脱炭素型ライフスタイルの選択肢：カーボンフットプリントと削減効果データブック」